

# 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

「令和7年11月10日現在」

介護サービスゆかり

## 1、事業所の概要

事業所名	介護サービスゆかり
所在地	〒979-0142 福島県いわき市勿来町酒井関根 59-8
管理者	早川 咲枝
連絡先	電話 0246-88-6036 ファックス 0246-88-6037
介護保険事業所番号	0770402519
業務内容	事業施設名
	・訪問介護事業所 ・居宅介護支援事業所 ・通所介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅
通常サービス提供地域	いわき市 茨城県北茨城市

## 2、事業所の目的及び運営方針

### [目的]

介護サービスゆかりが開設する介護サービスゆかり（以下「事業所」をいう。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある方に対して、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

### [方針]

- 1) 事業所は、要介護の認定を受けた方からの相談に応じ、介護保険制度に従いその方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅サービス計画の作成を行います。
- 2) 事業所は、要介護の認定を受けた方が心身の状況に応じて、医療・保険・福祉サービスを適正に利用できるよう、公正中立、居宅サービス計画の作成及び介護サービス事業者・市町村・主治医・その他関係者と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に勤めます。
- 3) 事業所は居宅計画作成にあたって利用者から複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求められた場合等は、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- 4) 事業所は利用者から居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業所の選定理由を求められた場合等、位置付けた理由等を説明いたします。
- 5) 事業所は地域包括支援センター等が実施する事例検討会等の研修会に参加し、支援困難ケースが紹介された場合には、当該ケースを受託する体制を整えている。
- 6) 事業所は、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等

を実施する体制を整えている。

- 7) 事業所はケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合を、利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表いたします。

### 3、事業所の職員体制

職種・資格	職務内容	人員合計
管理者兼主任介護支援専門員	事業所の従業員の管理及び業務の管理 居宅サービス計画の作成を行います。	常勤兼務 1名
主任介護支援専門員	居宅サービス計画の作成を行います。	非常勤専従 1名
主任介護支援専門員	居宅サービス計画の作成を行います。	常勤専従 2名
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成を行います。	常勤専従 2名

### 4、営業時間

営業日	月～金曜日
休業日	会社カレンダーによる休日
時間	午前8：30 から 午後5：30 まで

- 2) 常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、24時間、利用者等の相談に対応できる体制をとっております。

電話 0246-88-6036 (事業所)

FaX 0246-88-6037

携帯 080-7168-6966

### 5、秘密保持について

- (ア) 事業所の介護支援専門員やその他の職員が、正当な理由がない場合、退職後もその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- (イ) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得た上で一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

### 6、事故及び緊急時の対応について

- (ア) 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、利用者の心身の症状に急変、

其の他緊急事態が生じたときは、サービス提供事業者や担当者等から詳しい事情を確認し、その後の対応を行います。

(イ) 事業所は、事故発生時速やかに家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに必要に応じて主治医、いわき市との連絡等をとる措置を講じます。

## 7、 損害賠償について

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

## 8、 苦情及び相談について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

《当事業所お客様相談窓口》

苦情受付担当者及び苦情解決責任者

早川 咲枝

電 話 0 2 4 6 - 8 8 - 6 0 3 6

ファックス 0 2 4 6 - 8 8 - 6 0 3 7

受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30まで

《その他》

- ・ 勿来・田人地区保健福祉センター  
住所 いわき市錦町大島1（勿来支所内）  
電話 0 2 4 6 - 6 3 - 2 1 1 1
- ・ いわき市介護保険課（いわき市役所内）  
住所 いわき市平字梅本21  
電話 0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 6 7
- ・ 福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
住所 福島市中町3-7  
電話 0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0（苦情相談窓口専用電話）
- ・ 福島県運営適正化委員会 苦情解決部会  
住所 福島市渡利字七社宮111  
電話 0 2 4 - 5 2 3 - 2 9 4 3

## 9、 利用料及び利用者負担

- 1) 居宅サービス計画作成料は、1ヶ月あたり、厚生労働大臣の定める基準に基づいた金額です。但し、法定代理受領により当事業所の居宅支援に対し介護給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- 2) 利用者の退院時等にケアマネジメントを行ったものの死亡によりサービスに至らなかった場合に、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが認められるケースについて基本報酬が算定されます。

《厚生労働大臣の定める基準に基づいた金額》

(基本料金)

計画作成料 (1件につき)	①	10,860円/1ヶ月	要介護1.2のご利用者様
	②	14,110円/1ヶ月	要介護3.4.5のご利用者様

※当事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は上記金額より2000円を減額することになります。

※同一建物(サービス付き高齢者向け住宅ゆかりの家)に居住する場合所定単位数の95%を算定する。

(加算)以下の要件を満たす場合上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

※初回加算 3000円/月

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間の要する初回(新規に居宅サービス計画書を作成した場合及び要介護区分2段階以上の変更認定を受けた場合)について算定できる

※入院時情報連携加算 (I) 2,500円/月 (利用者一人当たり1回を限度)

利用者が病院または診療所に入院するにあたって、介護支援専門員が入院当日、入院以前も含むに医療機関に必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)

※入院時情報連携加算 (II) 2,000円/月 (利用者一人当たり1回を限度)

利用者が病院または診療所に入院するにあたって、介護支援専門員が入院後3日以内に医療機関に必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)

※退院・退所加算 入院期間中1回を限度、また、初回加算との同時算定不可

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

医療機関や介護保険施設等を退院又は退所し、居宅サービス等を利用する場合において、福祉用具の貸与が見込まれる場合は、医療機関等の職員と面談を行い、退院、退所後に利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加し、居宅サービス等の利用に関する調整を行っ

た場合に算定できる。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について入院中の担当医等との会議（退所時カンファレンス等）に参加して在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※緊急時等居宅カンファレンス加算 2000 円/回

病院等の求めにより医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）

※特定事業所加算（Ⅰ） 5190 円/月

主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の算定要件を全て満たした場合。

※特定事業所加算（Ⅱ） 4210 円/月

主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の算定要件を満たした場合。

※特定事業所加算（Ⅲ） 3230 円/月

主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の算定要件を満たした場合。

※特定事業所加算（A） 1140 円/月

小規模事業所が事業所間連携により、質の高いケアマネジメントを実現していくよう体制確保や対応等を行う事業所。

※ターミナルケアマネジメント加算 4000 円/月

終末期（悪性腫瘍に限らない）にある利用者に対する特別なケアマネジメントを提供する場合

※特定事業所医療介護連携加算 1250 円/月

※通院時情報連携加算 500 円/月

利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録（ケアプラン）した場合。

※介護予防支援委託連携加算 3000 円/月（初回に限り）

3) 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、上記の通り金額を直接いただく場合があります。

4) 解約料

利用者の皆様はいつでも解約することができ、料金は一切かかりません。

5) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するケアマネジメントを継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 6) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を概ね6月に1回以上開催します。その結果を居宅支援事業所従業者に周知します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 居宅支援事業所従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的実施します。

#### 7) 虐待及びハラスメントの防止

事業所は、虐待及びハラスメントの発生又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待及びハラスメント防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について居宅支援事業所従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 居宅支援事業所従業者に対し、虐待及びハラスメント防止のための研修会を定期的実施します。
- (4) 虐待及びハラスメント防止の措置を講じるため担当者を置きます。

尚、適切なケアマネジメントの提供を確保する観点より、職場において発生するハラスメント（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）を防止するための方針の明確化を図ります。

また、利用者からのハラスメントにより関わった従業者の心身に悪影響を及ぼすと考えられる場合は、ケアマネジメントのサービスの提供を停止させていただく場合があります。

#### 8) 身体拘束の適正化

事業所は、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

居宅支援事業所従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。身体拘束の適正化の措置を講じるための担当者を置きます。

重要事項説明日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、以上により重要な事項を説明しました。

<事業者> 住所 〒979-0142  
福島県いわき市勿来町酒井関根 59-8  
名称 介護サービスゆかり

説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援の提供開始にあたり、重要な事項について説明を受け、内容について同意し、重要事項説明の交付を受けました。

<利用者> 氏名 \_\_\_\_\_ 印

<利用者の家族・代理人> 氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係 \_\_\_\_\_